

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（内閣官房）

制 度 名	電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除		
税目（条文番号）	登録免許税（第 84 条の 5）		
見 直 し の 内 容	<p>行政手続におけるオンライン利用の促進を図るため、登記、国税分野について、以下の税制措置を 2 年の期限付で設けていたが、これを終了する。</p> <p>1. 不動産登記及び商業登記について、オンラインで申請した場合に当該登記の際に納付すべき登録免許税の軽減措置。</p>		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+3,400 百万円 （▲3,400 百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>以下の理由から、電子政府推進税制を延長しない。</p> <p>1. 「新たな情報通信技術戦略」（H22.5.11 本部決定。以下、新 IT 戦略）においては、行政サービスのオンライン利用については費用対効果の観点重視され、「新たなオンライン利用に関する計画」（H23.8.3 本部決定。以下、「新計画」）により、数値目標を示したオンライン利用拡大行動計画は廃止され、現在、国全体のオンライン利用率の数値目標はない。</p> <p>2. 新計画においては、本税制を「平成 24 年度まで講ずる」と記載されている。</p>		